

平成 2 5 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 29 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

平成 25 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 2 号 8 月 29 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（4 番 西山勝君、5 番 山内善男君）	3
会期の決定	3
副議長の選挙	3
議案第 7 号上程（管理者提案説明）	4
議案第 7 号（質疑・討論）	7
5 番 山内善男君 質疑	7
三津・海瀬町の候補地についての真摯な総括について	7
山岸建設推進室長 答弁	8
疋田事務局長 答弁	10
6 番 西澤伸明君 質疑	12
負担金・分担金の公平性確保について	12
疋田事務局長 答弁	12
建設廃材について	13
水森中山投棄場長 答弁	14
軽油取引税の免税措置について	15
水森中山投棄場長 答弁	15
5 番 山内善男君 反対討論	16
議案第 7 号（採決）	16
議案第 8 号上程（管理者提案説明）	17
議案第 8 号（質疑・討論）	19
5 番 山内善男君 質疑	19

法律顧問契約業務の顧問契約料について	19
山田総務課長 答弁	19
環境保全経費（地元協力感謝金）について	20
水森中山投棄場長 答弁	20
日夏投棄場法面植生工事について	21
水森中山投棄場長 答弁	21
議案第8号（採決）	22
一般質問	22
16番 安澤 勝君 質問	22
再度（株）エイト日本技術開発と契約するのか、新たためて入札のうえ契約する のか	22
大久保管理者 答弁	23
リサイクルセンター適地選定期と、選定方法は	23
大久保管理者 答弁	24
5番 山内善男君 質問	24
全面改築でなく、少ない投資で効率的な施設の維持を図るべき	24
谷川紫雲苑場長 答弁	25
疋田事務局長 答弁	26
6番 西澤伸明君 質問	26
当組合の入札業務の公正性確保について	26
山田総務課長 答弁	27
疋田事務局長 答弁	30
今回紫雲苑の全面改築となった理由・根拠の疑問点について	30
谷川紫雲苑場長 答弁	30
閉会	33
付録	
全員協議会（平成25年8月29日）	37

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第2号）

平成25年8月29日（木）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第7号 平成24年度（2012年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第6 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第8号 平成25年度（2013年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 一般質問

会議に出席した議員（15名）

1番	木村修君	11番	田中滋康君
3番	土田一善君	12番	本田秀樹君
4番	西山勝君	13番	八木嘉之君
5番	山内善男君	14番	辻真理子さん
6番	西澤伸明君	16番	安澤勝君
7番	深田治夫君	18番	外川善正君

9番 小川喜三郎君

19番 北村 收君

10番 上杉正敏君

会議に欠席した議員（4名）

2番 渡辺史郎君

15番 安居正倫君

8番 中島幸子さん

17番 嶋中まさ子さん

議場に出席した事務局職員

事務局長 疋田武美

事務局次長 山田禎夫

事務局主幹 山岸将郎

書記 小寄智彦

書記 高橋 大

書記 寺西宜久

会議に出席した説明員

管理者 大久保 貴君 事務局長 疋田武美君

副管理者 北川豊昭君 総務課長 山田禎夫君

副管理者 村西俊雄君 中山投棄場長 水森豊孝君

副管理者 伊藤定勉君 紫雲苑場長 谷川勝彦君

副管理者 久保久良君 建設推進室長 山岸将郎君

会計管理者 長谷川隆司君

午後 2 時 03 分開会

○議長（北村收君） それでは、ただいまから平成 25 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、15 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 25 年 8 月定例会は、成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（北村收君） 日程第 1、8 月 13 日付けで多賀町議会から補充選出の報告があり、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（北村收君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4 番西山勝君、5 番山内善男君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（北村收君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（北村收君） 次に、日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に、土田一善君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました土田一善君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村收君) ご異議なしと認めます。よって、土田一善君が副議長に当選されました。当選されました土田一善君が議場におられますので、当選の告知をします。副議長土田一善君から、ご挨拶をお願いいたします。

○3番(土田一善君) ただいま皆さん方のご推挙によりまして、副議長に就任をさせていただくことになりました、多賀町議会の土田一善でございます。皆様方のご支援、ご指導を仰ぎながら副議長の職務を務めさせていただきたいというように考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長(北村收君) ありがとうございました。

日程第5 議案第7号上程(管理者提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(北村收君) 次に、日程第5、議案第7号平成24年度(2012年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局書記朗読]

○議長(北村收君) 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、お手元に議案書で別冊しております議案第7号平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要につきましてご説明を申し上げます。

財政状況の厳しい折柄、予算執行には十分に留意をいたしまして、極力経費の節減に努めてまいりました結果といたしまして、平成24年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ4億8,436万4,000円に対しまして、歳入決算額が4億8,831万9,976円、歳出決算につきましては、4億7,326万9,625円、歳入歳出差引額が1,505万351円となりました。

詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(北村收君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(山田禎夫君) それでは、平成24年度(2012年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてをご説明させていただきます。

まず、平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきましては、7月16日、監査委員さんによる審査をいただき、7月17

日付けで、決算にかかります調書、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めたと、また、当年度予算は所期の目的に向け経済的・効率的に施行されたものと認めたとの意見をいただいておりますので、ここにご報告を申し上げます。

それでは、まず1ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算額4億8,436万4,000円に対しまして、歳入決算額4億8,831万9,976円、歳出決算額4億7,326万9,625円でございます。繰越明許費等はございませんので差し引き残額1,505万351円が決算上剰余額として、翌年度に繰越しをされるところでございます。

続きまして、2ページ及び3ページにつきましては、歳入歳出の総括でございますので、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明をさせていただきます。

それでは、4ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入の事項別明細でございますが、第1款分担金及び負担金は、管理運営経費および起債償還分を構成団体に按分いたしまして、4億4,087万5,000円の収入でございます。各市町の内訳は、いずれも備考欄の記載のとおりでございますのでよろしくお願いし

たいと思います。第2款使用料及び手数料は、斎場使用料、投棄場使用料で3,112万9,840円を収入いたしました。それぞれの内訳につきましては、これもいずれも備考欄の記載のとおりでございますのでよろしくお願いしたいと思います。次に、第3款財産収入は、10万6,907円を収入いたしました。内訳につきましては、各基金の定期預金の利息でございます。備考欄に記載のとおりでございます。第4款繰入金は、0円でございます。内訳といたしまして、退職手当基金は在目として1,000円を計上いたしておりましたが、該当者はなく取崩しはしておりません。次に、6ページで、第5款繰越金は、前年度から1,615万8,020円を繰越しいたしました。第6款諸収入は、5万209円を収入いたしました。内訳につきましては、預金利子につきましては114円、雑入につきましては自販機設置料、骨箱売払い等で、5万95円を収入いたしました。以上が、歳入の決算でございます。予算額4億8,436万4,000円に対しまして、歳入総額4億8,831万9,976円、収入率100.82%となりました。

それでは次に、7ページをご覧ください。歳出の事項別明細をご説明をさせていただきます。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費は、旅費のみでござい

まして、8月と2月の定例会の計2回分の費用弁償として6万8,000円を支出いたしました。次に、第2款衛生費につきましては、組合の各事業所の管理運営に係る経費でございまして、予算現額3億6,203万5,000円に対しまして、3億5,206万2,063円を支出いたしました。不用額は、997万2,937円でございます。第1項衛生管理費、第1目一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございます。予算現額1億2,828万9,000円に対しまして、1億2,651万8,459円を支出いたしました。不用額は177万541円でございます。続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。第2目財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分で合計1,468万448円を積立いたしました。第3目投棄場重機、施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で1万2,491円を積立いたしました。第4目斎場施設整備基金積立金は、紫雲苑火葬設備等老朽化により、施設整備が必要であることから構成市町から1億円、定期預金の利息分6万1,123円で1億6万1,123円を積立いたしました。第5目退職手当基金積立金は、プロパー職員8名分に係ります滋賀県町村職員退職手当組合により定められた率の積立分と、定期預金の利息分

で合計447万8,822円を積立いたしました。次に、第2項保健衛生費、第1目斎場管理費は、斎場紫雲苑の運営、火葬炉の補修など維持管理に要した経費でございまして、予算額2,473万4,000円に対しまして、2,138万269円を支出いたしました。不用額は335万3,731円でございます。それでは、11ページをお開き願いたいと思います。次に、第3項清掃費につきまして、まず、第1目投棄場管理費は、搬入物検査作業員、宿直員の賃金、地元協力感謝金などの中山投棄場および日夏投棄場の運営、浸出水処理施設の維持管理に要した費用でございまして、予算額8,895万5,000円に対しまして、8,448万3,582円を支出いたしました。不用額は447万1,418円でございます。次に、第2目塵芥焼却場費でございますが、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の公用車リース料など運営に要した経費でございまして、予算額57万2,000円に対しまして、44万6,869円を支出いたしました。不用額は12万5,131円でございます。次に、第3款公債費、第1項公債費は、投棄場の建設や改修に当たります借入れを行っています。投棄場の施設整備事業債に係る償還といたしまして、合計で1億2,113万9,562円を支出いたしました。14ページをご欄いた

だきたいと思います。次に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費は、100万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。以上が、歳出の決算でございますが、歳出合計の欄でございますが、予算額4億8,436万4,000円に對しまして、歳出総額4億7,326万9,625円で、翌年度繰越額はなく、不用額は1,109万4,375円でございます。執行率にいたしまして97.7%でございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。区分3の歳入歳出差引額は1,505万円で、翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、区分5の実質収支額は同額の1,505万円でございます。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。財産に関する調書でございます。公有財産の土地建物の状況につきましては、前年度と増減はございません。次に17ページをご覧いただきたいと思います。2. 物品につきましては、購入価格50万円以上の物品の状況でございますが、前年度と増減はございませんでした。次に3. 基金につきましては、決算年度末の現在高といたしまして、右から2列目の欄で、財政調整基金5,632万3,490円、投棄場重機・施設整備基金5,011万5,350円、斎場

施設整備基金1億4,645万5,021円、退職手当基金4,805万9,644円で、4つの基金の合計で、3億95万3,505円でございます。前年比1億1,923万2,884円の増加となりました。なお、基金の取崩しはございませんでした。以上が、平成24年度一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、地方自治法第233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たって、決算からみた主要施策の成果と事務報告書、関連する附属資料によって構成されております主要な施策の成果および事務報告書を提出させていただいているところでございます。

今後におきましては、当組合の財源の根幹となります分担金および負担金が、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に命じて、計画的かつ適正な事業推進に努めてまいりたいと思っております。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

5番山内善男君。

○5番（山内善男君） 24年度の主要な施策の成果及び事務報告という添付文書が付けられております。この中で、12ページの中で建設推進室

の項目の中で、下から4行、平成24年度は平成23年度から促進協議会で実施しておりました湖東地域ごみ処理施設候補地選定委託報告書に基づきということで、三津・海瀬町のごみ焼却施設が建設候補地になって、それから候補地選定には至りませんでしたという項があるんですけども、これは昨年7月14日に地元で協議会の方から候補地として選定をしたということで説明がありました。それから紆余曲折あったわけですが、地元としては非常に大きな重い課題を背負って、住民の皆さん非常に真剣に話し合いを重ね、そしてまた、近隣の集落も非常にそのことを重い課題にしながら討論を重ねてまいりました。それで、結果としては周辺町から圧倒的多数の反対署名が寄せられたり、三津・海瀬町の地元の集落でも圧倒的多数で反対の決議が上げられる。こういう状況の中で、当広域議会の2月の議会だったと思うんですけども、候補地として撤回をするという獅山市長の発言があって、一連の動きを閉じたわけですが、やはり広域行政組合としてもこの動きについては、非常に大きな課題でもあったわけですから、ここで真摯に総括をする必要があるのではないかというふうに思います。

質問の項目の中であげましたよ

うに三津・海瀬町を候補地とした協議会と事務局が要した一連の費用の詳細と、協議会における協議内容の公開、事務局の具体的な活動について報告を求めたいというふうに思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（北村収君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） まず1つ目の協議会と事務局が要した一連の費用の詳細につきましては、それぞれ決算額で説明いたします。平成24年度の促進協議会の決算額は、候補地選定委託業務493万5,000円を含めまして、住民説明会、意見交換会4回、幹事会1回、協議会6回、ごみ処理施設への正しい理解を深めるための講演会1回の実施費用で、501万4,310円でした。次に、事務局の建設推進室に係る塵芥焼却場費につきましては、今回の議案7号の決算書のとおり、県庁との連絡調整旅費、事務用品購入費、公用車リース代等で44万6,869円ございました。

次に、2つ目の協議会の内容の公開についてお答えします。促進協議会の内容については、去る5月29日の会議で、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会公開要領に基づき、建設候補地の経緯も含めまして、全て公開し総括いたしました。また、後に組合のホームページにも掲載をしております。

最後に、事務局の具体的な稼働につきまして、決算書等で議会に提出させていただいておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 5月29日に協議会を開かれて、ホームページに掲載をされているということで、今もうすでにあがっているということで理解していいでしょうか。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 現在もホームページにあがっております。よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 2項目の質問なんですけれども、三津・海瀬町の候補地選定にかかる協議会と事務局の真摯な総括が必要ではないかということで、今日の場合でも別途項を起こして、本来、きっちり議会ですので真摯な総括をここで起こして、全体のみなさんに一体のものとするということで、これからさらに続いていくわけですから総括をすべきではなかったのかなというふうに思います。ここ、4行だけでされてますけど、これではあまりにも昨年1年間お互い要したことについて、今後どのような教訓にしていくのかということが全く見出せないわけですから、そういうことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 以前からお答えをしておるのですが、建設候補地の選定につきましては、先ほども言いましたように湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、いわゆる促進協議会の業務でありまして、促進協議会で総括すべき内容であると考えております。三津・海瀬町の候補地についての真摯な総括につきましては、先ほども言いました5月29日に公開開催しました促進協議会の中で、経過について詳細に説明し総括しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、平成25年2月26日の組合議会で、西川議員の質問に対しまして当時の獅山管理者が、経緯も踏まえ三津・海瀬町でのごみ処理施設の推進を断念するとの答弁されておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 私は彦根市出身の議員ですが、残念ながら彦根のことでありながら彦根の議会では答弁していただくことがなかなかできませんでした。というのは、広域行政組合の課題だということで、議会は協議会の課題だというふうに置き換えてもいいんですけれども。そういうことで、彦根の問題でありながら、一切彦根の議会で討論するこ

とができませんでした。そしてまた今のお答えだと、ここの議会でも討論することができないというふうに、協議会の問題だとおっしゃったのですが、それではわれわれ議員は一体ごみ焼却施設の候補地の問題で、どこで議論の場が設けられるということになるのでしょうか。私自身非常に疑問に思うし、手続きそのものが民主的でないというふうに思います。最後はそのことだけお聞きしておきます。

○議長（北村収君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 失礼いたします。ごみ処理施設の関係の施設の建設に関する事務に関しましては、当組合の建設推進室の事務というふうに分掌事務上なっております。ただし、候補地につきましては、今までから何回も言っております通りに、促進協議会の業務であるというふうに区別されておられます。しかしながら、今回このように事務概要書、報告書の方にあげさせていただいたのは、建設にはまず候補地の選定から始まるため、関連性があるために事務報告書の方にも書かさせていただいたという経過でございます。そして、それぞれの議会の方で、25年2月の組合議会の定例会では、促進協議会の会長として前の管理者は総括されておられますし、彦根市の議会でも25年の3月議会で、促進協

議会の会長として総括されているということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北村収君） 以上で事前通告の質疑が終了いたします。他に質疑はありませんか。

通告はされてませんね。

西澤議員。

○6番（西澤申明君） 通告しております。8月23日11時までに私は通告をしておりますのでよろしくお願いいたします。今日のレジュメの中にもあがっています。

そこで1つ目の質問は、負担金分担金の公平性の問題が以前から、以前の議員も指摘をしてまいりましたが、私もあらためて計算をし直してみますと、彦根市とそれから3町、そして愛荘町については部分参加ですので計算上合計のところではしておりませんけれども、かなりの差がございます。そこで、構成市町の住民1人あたりの金額をあらためてご報告願いたいと思います。そして、その負担割合は公平と考えられるのか、以前も質問しましたら規約に基づいて計算をし、構成市町で負担をいただいていることであるというご回答でありましたが、再考の余地があると考えますが、その2点よろしくお願いいたします。

○議長（北村収君） 事務局長。

○事務局長（足田武美君） 西澤議員、反問権はこちらにはないのですけれども、今の質問はこちらには文書ではいただいております。議案に関係あるからご質問というかたちでよろいでしょうか。今の関係は出ていません。

○議長（北村收君） 書面での通告は出ておりません。議案に対しての質疑には文書で提出してもらおうのですが、西澤議員からは出てておりません。どうかたちで連絡をされたのですか。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 一般質問と同じように提出にここへ来まして、女性の方が受付をされています。

○議長（北村收君） 一般質問は後ほど一般質問でやりますが、現在は議案に対する質疑でございますので。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 文書発言では出てないということ自体がおかしいのですけれども、提出にここへ参っております。女性の方が受付をされています。受付の印鑑を信頼関係ですのでいただいておりますけれども、提出をしてその控えを私は持っています。

○議長（北村收君） 私の議長あてには届いておりません。暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時42分 再開

○議長（北村收君） それでは休憩に引き続き会議を開きます。西澤申明君からの質疑の正式な通告書は出ておりません。よって、質問内容につきましては、一般質問で許可をしますので、一般質問でして下さい。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 議案に関する文書通告無しの口頭で質問ということで許可いただけるのであれば、今の議案に関係します。

○議長（北村收君） 議案に関係をしましても、そのためには書面で通告をしてくれということを事前に議案書を送付いたしまして、締切の日までに提出をしていただかないと。これはそういうかたちで認めるわけにはいきませんので、ご理解いただきたいと思います。内容的には一般質問でやっていただいて結構です。よろしいですか。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 私の3つの項目でも決算の内容です。それで、従来から文書質問の後、口頭での受付をしていただいておりますので、その分野で質問を受付けていただければいいと思いますが、お願いしたいのですが。

○議長（北村收君） はい分かりました。今後はそういうことが無いようによろしくお願ひしたいと思ひます。今回に限っては、口頭でおし

やったということもありましたので、認めますのでどうぞ。内容的に答えられるのであれば、事務局長発言をお願いします。

○事務局長（疋田武美君） 西澤議員からは同じ内容のものが2枚出ていました。議案審議と一般質問と。ここにその控えが残っています。議案審議の中に、当組合の入札状況の公正確保についてというものが出ており、今おっしゃっている出したというものについては、出ておりません。それが経過でございます。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○6番（西澤信明君） 今私は2枚をそれぞれ議案の質疑についてと、一般質問についての通告を出したつもりでしたけれども、それが2枚とも一般質問の通告書が出ていたということは、私の不備をお詫びをして、同時に従来から2月議会でもそうでしたし、昨年決算議会でも文書発言とその後口頭による発言を求め、議長から許可をいただいていたので、一般質問の変わりにということではなくて、議案内容についての質疑を口頭であらためて要求をさせていただいて、進めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（北村収君） 先ほど、事務局長から説明ありましたように、通告書は出ておりません。ただ、内容は同じ内容で2枚は出ております。

そういう関係で、今回は質問を許可しますが、今後こういうことがあれば絶対に発言は許可いたしませんので、その旨ご了解いただきたいと思います。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 3点質問をいたします。一つずつ分けますので、1番目は負担金、分担金の公平性についてであります。構成市町の住民1人当たりで割りますと、金額にしますと大変公平な状況ではありません。これで負担割合が公平と考えるかどうか、この点でご説明いただきたいと思います。

○議長（北村収君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 負担金、分担金の公平性ということでご質問がありました。負担金、分担金につきましては、組合同規約中の第12条の組合の経費というところで書いておまして、火葬場および最終処分場の設置および管理運営に関する経費については均等割および人口割、そして、新しいごみ処理施設の設置に関する経費については均等割、人口割、新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費は、均等割、人口割および利用割というふうに組合の経費は決まっておりますし、そして負担割合につきましては、当組合の負担金に関する条例の中で均等割については20%、人口割については80%というふうに決まっております。そのよ

うに決まっておる中でのことをごさ
いまして、不公平には当たらないよ
うに思います。ただ、均等割がある
ものですから、人口ではないように
思います。以上でございます。

○議長（北村收君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 原因は後で
述べますが、今年8月1日現在の人
口をそれぞれ構成市町の調べてまい
りました。7月31日で統計をとって
いる市町もございしますが、彦根市が
11万,2,600人、甲良町が7,632人、
豊郷町が7,367人、多賀町が7,779
人、愛荘町が2万1,183人です。そ
こで起債償還金、それから紫雲苑の
管理運営費、中山投棄場の管理運営
費、建設推進室の運営費、これを合
計しますと、先ほども言いましたけ
ども、愛荘町の場合は部分の参加で
すので金額は合計しておりません。
そこで犬上3町と彦根市を比べます
と、彦根市が市民1人当たり2,665
円、甲良町が5,910円、豊郷町が
5,970円、多賀町が5,899円となっ
ています。5,900円台、5,800円台に
なっておりまして、彦根市の2,665
円を1としますと、甲良町が2.21、
豊郷町が2.24、多賀町が2.21と、
つまり2倍を超えているのです。こ
ういう点から見ますと、1未満なら
これは分かりますけども2倍を超え
て負担割合がなります。今後、紫雲
苑の改築やそれから新しいごみ処理

施設のそれぞれの建設費や分担金を
この割合で負荷されくるということ
からみますと、規約の均等割2割が
あることによつてうんと格差が広が
ってくるというようになりますので、
検討の余地があると思いますが、再
度お答えを願います。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 色々ご
質問をいただいておりますけれども、
この質問につきましては、2月の議
会でも西澤議員からご質問があつた
かと思っております。それぞれ算出
につきましては、先ほど言いました
負担金の条例で算出をしています。
今後につきましては、西澤議員のご
意見やまた議会のご議論等がござい
まして、活発なご意見をいただいて、
ぜひ直すべきことがあるとういうこ
とになれば、当然検討させていただ
きたいというふうに2月議会でも答
弁させていただいており、そのよう
に考えております。以上ございま
す。

○議長（北村收君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 次に、決算
書の5ページにあたりますが、全員
協議会の説明の中で、本来産業廃棄
物として処理されなければならない
部分の混入の疑いがあったと、つま
り建設資材の入のところでありませ
んが、問題点は何なのか、それからど
のように解決をされようとしている

のかの説明をお願いしたいと思えます。そして、本来産業廃棄物と処理されなければならない部分の混入というのは、常時起こりうる可能性の高い問題であります。これはどこでどういうように区分をしながら、今後の防止対策を立てておられるのかの説明をお願いしたいと思えます。

○議長（北村収君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 中山投棄場にありますが建築廃材の件でございますけれども、ここの区分で建築廃材と書いています、これが全部産業廃棄物に当たるというわけではございません。中山投棄場に入りますのも自分の家を自分でこぼつとか解体する、そういうものは建築廃材でございますも産業廃棄物に該当しません。建築廃材と言いますと産業廃棄物と一般に思われるのですけれども、業者が事業行為として、そういう解体とかであれば産業廃棄物になるということでございまして、中山投棄場に入ってくる自分で壊した所の建築廃材として区分しておりますのでお願いしたいと思えます。搬入がありましたら、受付で一応聞いております。その場合、自分のお家から自分のお家を自分で砕いたということでございましたら許可しているということで、業者の疑いがあるのもあるのですが、今の規則では報告とか調査ということで

ございますけれども、立ち入りとかそこら辺までできませんので、今後その辺を検討しているということですので、よろしく申し上げます。

○議長（北村収君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 去る8月19日の時に疋田事務局長の決算書の説明のところで、この項目で増となっているのは建設廃材、本来産業廃棄物に当たるものが混入をされている、全部とは言っていない、疑いがある。そこで弁護士等法律的なことも含めて検討しているという説明があったので、どんな内容ですかと聞いているわけで、全部を私は疑っているわけではないですけれども、そういう説明があった背景を説明願いたいということです。よろしく申し上げます。

○議長（北村収君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 24年度の増額という分で、建築廃材が多かったという理由があります。そこは自分で壊した建築廃材が多かったということでございます。産業廃棄物としての建築廃材も疑わしきものありますので、それについては、今後報告を求めるだけでなく、実際に現場を見られるというそういう立ち入りとかも、そこら辺も法律相談して今後進めていきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村收君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 3つ目のところですが、軽油取引税の免税処置について、23年度については申請、いわゆる免税申請、免税措置の手続きがあるわけですが、そこはしていなかったということですが、課税年限でいけば税金は5年遡及ができます。この適用ができるのかどうか、私もネット上で解説などを調べてみましたが、元々軽油取引税の免除をする場合には証明を受けたものが免税の処置を受けられるということになっていますので、この点は手続きをしていない場合としている場合との差があると思いますが、5年に遡りますと、今回24年は遡って免除申請をされたわけですが、あとの4年分ざっと100万ほどあるわけですが、そのことができるのではないかと思います、説明をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 免税軽油でございますけれども、地方税法によりまして一定の条件にありますと課税が免除されるということでございます。中山投棄場の埋立て地で使います重機でございますが、これはナンバーついてませんけれども、これも使った燃料が免除されるということでございます。この制度を知りまして、24年の2月に申請し

ましてその時点から免除いただいております。24年2月ですので年度で言いますと23年度、24年度は申請して許可いただいておりますので、年度まるまる免除いただいているということでございます。先ほどおっしゃいましたこの免税に当たりましては、色んな手続きが必要だということでございます。まず、免税軽油の使用者、使っている者の使用者証の交付をいただくのがあり、その次に免税証という交付があります。そういう手続きにつきましては、厳格に審査されておりまして、書類審査の他に現場も確認されるということでございます。そういうことございまして、そういう手続きを踏んでいないものについて、交付以前につきましては遡及適用はないということを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村收君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） つまりこの場合は遡及ができない。取り過ぎた場合とか間違った課税の場合は、当然還付するしくみに税法上はなっていますが、この場合は課税の免除の申請そのものが無いので、遡及の手続きができないということではないのでしょうか。

○議長（北村收君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） その通りでございまして、申請して交

付を受けて免税を受けたという時点からその効力を発するというので、それ以前の遡及しての適用は無いということでございます。

○議長（北村收君） 以上で質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 議案第7号に対する反対討論を行います。

先ほど質疑をさせていただきました昨年大変大きな問題になりました三津・海瀬町のごみ焼却施設建設問題で、本来ここで真摯な総括があるべきであったと思いますけれども、その総括が全くありませんでした。まず第一には、やはりこの広域行政組合のごみ焼却施設の建設問題というのは非常に大きな課題の一つでもありますので、協議会まかせにするのではなく、議員全体も含めてごみ焼却施設建設問題には取り組んでいくべき、そのように考えているところです。そういう点で言えば候補地として名前をあげながら頓挫せざるを得ない状況に陥ったということについては、どこに教訓を求めていくのかという点で真摯に総括をすべきと考えているところです。今お話しを伺いましたけれども、コンサルにかけた費用が約500万と思えますけれども、それを含めると1,000万以上のお金を費やしたということ

にもなります。そういう点では、総括をする必要がないような答弁ではありませんけれども、やはりここは議員全体の間でありますので、住民を代表している議会の中で真摯に総括をすべき、このように考えているところです。

2つ目には建設推進室長からお答えがありましたけれども、私は彦根の市議会ですが、市議会で広域行政組合、あるいは協議会の問題ということで、当初は質疑、答弁が十分できる状態ではありませんでした。それがまた、今広域議会での議論とかたちで質疑をさせていただきましたけれども、協議会の問題なのだというお答えでした。そういう点では、住民を代表しているこの議会が果たすべき役割を果たせないというふうに考えているところです。そういう点では、多くの費用を費やした決算について反対せざるを得ない、こういう立場から討論をいたします。以上です。

○議長（北村收君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第7号平成24年度（2012年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めること

についてを、原案のとおり認定することに異議がございますので、起立により採決を行います。それでは賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第7号平成24年度（2012年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第6、議案第8号平成25年度（2013年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それではお手元の議案書で、別冊といたしております議案第8号平成25年度（2013年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明を申し上げます。

当初予算総額3億1,466万9,000

円に対しまして、歳入歳出それぞれに661万2,000円を追加し、予算総額を3億2,128万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、事務局から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、補正予算第1号を説明させていただきたいと思っております。

お手元最初の1ページにつきましては、提出議案の総括でございます。続きまして2ページをご覧くださいと思います。2ページ第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出予算額3億1,466万9,000円のそれぞれに、661万2,000円を追加いたしまして、3億2,128万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、第4款繰入金、第1項繰入金に基金を取崩して増額するものでございます。第5款繰越金、第1項繰越金につきましては、231万8,000円を計上するものでございます。

歳出につきましては、第2款衛生費、第1項衛生管理費に、458万7,000円、第2項保健衛生費に52万5,000円、第3項清掃費に150万円、歳出合計661万2,000円を計上させていただくものでございます。

3 ページ歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。今回の補正につきましては、歳入については、第4款繰入金、第5款繰越金、歳出については、第2款衛生費の計上でございます。詳細につきましては、4ページをご覧くださいと思います。2.歳入におきましては、第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目退職手当基金繰入金に、退職手当基金を取崩して、429万4,000円を計上するものでございます。第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金には歳出補正額661万2,000円のうち、基金を取り崩して充当する退職手当分429万4,000円を差し引いた231万8,000円について、平成24年度からの決算上剰余金1,505万円から繰越財源として充てるものでございます。次に歳出についてご説明いたします。3.歳出におきまして、第2款衛生費、第1項衛生管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当では、当組合一般職員1名の退職に伴います退職手当として429万4,000円を計上するものでございます。第13節委託料は、顧問契約料として29万3,000円を計上するものでございます。次に、第2款衛生費、第2項保健衛生費は、冬場の紫雲苑利用者にとって重要となります除雪作業委託業務に関しまして、除雪期間に迅速に除雪を行うため、

除雪機械を紫雲苑に待機させておりましたが、業者より、除雪機械のリース料が発生することになりましたことから、これまでの1回あたり3万円から7万円の必要との経費見積がございました。このことを受けまして、適正な積算根拠を求めるために、滋賀県、彦根市、多賀町の積算方法を検討いたしまして、結果、滋賀県の除雪単価から見直して、84万円の経費として見積もったものでございます。今回の補正につきましては、84万円から既決予算である31万5,000円を差し引いた52万5,000円を計上するものでございます。次に、第2款衛生費、第3項清掃費、第1目投棄場管理費、第8節報償費は、当組合と三津屋町自治会との覚書の締結によりまして環境保全の経費として、100万円を支払っておりましたけれども、平成25年2月の組合管理者と同町自治会長との会談の中で、平成25年度以降は支払いしなくてもよいということで双方合意されたことにより、100万円を減額するものでございます。減額いたしました100万円につきましては、次に説明します第15節工事請負費の財源の一部に充当されるものでございます。次に、第2款衛生費、第3項清掃費、第15節工事請負費は、現在、日夏投棄場は彦根市の総合公園として利用されておりますけれども、長

い年月を経まして、一部の法面が崩落し埋立ごみが露出していることから、最終処分場の廃止がされていないことを鑑みまして、安全性と修景を行うため、250万円を計上するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

5番山内善男君。

○5番（山内善男君） 金額はそれほど多くはありませんけれども、一般管理費の委託料で法律顧問契約業務ということで、29万3,000円を中坊法律事務所との契約で支払われるということなんですから、一般的に広域行政組合が持っている課題は非常に限定をされているというふうに思いますし、そもそも弁護士事務所と顧問契約を交わすような複雑な課題があるのかということ、非常に疑問だと考えざるを得ないのでけれども、29万3,000円のそもそもの算出根拠などがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 当組合が法律顧問契約をいたしました中坊法律事務所は、長年、彦根市の顧問弁護士でございまして、行政事件、民事事件などの法律問題に精通され

ております。また、現在当組合が係争中の懲戒処分取消等請求事件におけます当組合側弁護士であることなどから契約先として選定させていただきました。

ご質問の弁護士費用でございますが、平成16年4月1日から、弁護士会の定める報酬の規定が廃止され、現在、弁護士と依頼者との間で契約によって定められるものとなっているものでございます。弁護士報酬と呼ばれるものにつきましては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当などがございます。今回、議員ご質問の法律顧問契約業務の顧問契約料の委託先への提示の算定につきましては、日本弁護士連合会発行のアンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安というものと、顧問弁護士にかかります構成市町の状況により検討をしたところでございます。まず、市民のための弁護士報酬の目安に関するアンケート結果では、法律相談料として、1件1時間あたり1万円というのが55.7%と半数以上あるということで、当組合が顧問弁護士に1箇月に3件から5件ぐらいの相談を行っていること、契約書等の確認をお願いしていますことから、多くても月額5万円までと考えていたところでございます。次に、顧問弁護士にかかります構成市町の

状況といたしましては、彦根市では月額13万円、彦根市立病院では月額6万円、愛荘町では月額4万円、甲良町では月額3万円に相談料1時間当たり5,000円という状況から、甲良町の顧問契約料を参考に、月額3万5,000円を委託先に提示したところ、合意を得たところでございます。妥当な判断によるものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 先ほど弁護士の関係では事件を抱えているということ、関係市町の状況なども把握をされて算定されたということによく分かりました。

標題の2に移ります。環境保全費、地元協力感謝金について、100万円を従来支払われておりましたけれども、平成25年2月の話合いの中で支払わないということになったということで説明を聞きました。これまでの経緯と支出しないというふうになった、もう少し突っ込んだ具体的な経緯を教えてくださいというふうに思います。

○議長（北村收君） 中山投場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 日夏投棄場の浸出水の処理水につきましては、三津屋町地先の河川や曾根沼に流入しているということから三津屋町自治会と覚書を締結し、平成

3年から年間100万円の環境保全経費を支出してきました。平成10年8月に日夏投棄場は埋立を終了しておりますけれども、その後も埋立地から発生します浸出水を処理し放流していますことから、継続して環境保全経費を支出してきたということでございます。日夏投棄場埋立終了後、年月が経つにつれまして、浸出水の水質は安定しまして、廃棄物処理法に基づきます廃止基準と比較しても浸出水原水、つまり浸出水を処理する前の段階でございますけれども、それと比較しましても基準を満たしていることなどに鑑みまして、平成24年3月、昨年の3月三津屋町自治会に対しまして環境保全経費の支払いを止めたい旨の申し入れを行っております。それ以降、三津屋町から彦根市や当組合に対しまして、状況の確認及び住民の不安払しょくということから、質問状が出されまして、それにつきまして彦根市や当組合は回答を行いまして、交渉を進めてきたということでございます。そして、先ほどの説明にもございましたけれども、今年2月に行われました組合管理者と三津屋町自治会長との会談におきまして、安全を確認するという意味合いで曾根沼の底質、底の泥でございますけれども、それとか魚類の分析を行い、周辺環境に問題がないということが確認され、また、

三津屋町自治会から平成 25 年から環境保全経費の支出を受け取らないと念書が出され、合意に達しましたので平成 25 年から環境保全経費を支出しないということでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） ありがとうございます。水質が安定してきたというお話をされていたと思うんですが、基準を満たしているということもお話をさせていただきました。平成 10 年からの経過の中で基準を満たしていたというのは、最初から基準を満たしたのか、その経過の中である一定の時点から基準を満たすということになったのか、その辺りを教えていただきたい。

○議長（北村收君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 平成 10 年の埋立以降、安定してきたと申しあげましたけど、最初は SS と言いまして浮遊物資という水質項目がございます。これにつきまして不安定でございまして、平成 17 年度くらいから安定して基準を満たすような状況になったということでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） ありがとうございます。3 番目です。日夏投棄場の法面の植生工事 250 万円というのがあげられております。投棄場

そのものが閉鎖をされてもう随分なりますけど、日夏投棄場は最終処分場の廃止がされておらないというふうに議案の概要書の中に書かれております。先ほども説明の中に、彦根市の総合公園として表面上は設置をされておられるという説明もあったかというように思います。どの時点まで広域行政組合が責任を持つのか、その責任の分岐点はどこにあるのか、その辺りを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（北村收君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（水森豊孝君） 最終処分地の廃止ということでございますけれども、一般廃棄物の最終処分場はごみの埋立てを終了しますと最終覆土というのを行います。その後埋立地内から発生します浸出水とかガスの発生状況、そういうものにつきましてモニタリングを行いまして、問題が無いと判断されれば最終処分場が廃止されるということになります。詳しくは廃棄物処理法という法律の中で、11 項目にわたります廃止基準が定められております。これを全てクリアしますと、滋賀県に施設の廃止確認申請を行いまして、滋賀県が廃止基準にクリアしていると確認されますと、初めて最終処分場は廃止できるということになっております。日夏投棄場につきましては、その施設ができた年月、また法

律の施行日という関係で先ほど申しました滋賀県による廃止確認というのは必要ございませんけれども、設置者が責任で廃止基準を満たしているということ判断をするわけでございますけれども、その場合でも11項目にわたります廃止基準の順守というのは、廃止条件であるということに変わりございません。日夏投棄場の現在の状況をみますと、発生しますガスの状況、地中の温度、その2点で廃止基準を満たされていないという状況がみられますので、現時点では施設の廃止ができない状況にあるということから、浸出水の処理、覆土の維持管理を続けているということでございます。

そして、運動公園でございますけれども、公園として利用されている所につきましては、もちろん彦根市の所管でございますけれども、先ほど言いました地中の浸出水の管理、今回の法面、端の方でございます公園に供用されていない所でございます、そこら辺については廃止されていない状況から、維持管理のもとでやらなあかんということでございます。以上でございます。

○議長（北村収君） 以上で事前通告の質疑は終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村収君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第8号平成25年度（2013年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村収君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第8号平成25年度（2013年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（北村収君） 次に、日程第7、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

安澤勝君。

○16番（安澤勝君） 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業のリサイクルセンター建設候補地白紙についてお尋ねいたします。彦根市で建設候補地の名前が浮上する中で、昨年10月24日に候補地の一つである海瀬町自治会・海瀬町開発委員会から、立ち入り調査は進めないと言う書面が提出され、11月28日には、三津

町自治会から自治会総会で計画を進めないと決定され、今年2月26日に建設申請を取り下げられ、事実上計画が白紙に戻ったわけですが、これまでに湖東地域ごみ処理施設候補地選定支援委託業務を株式会社エイト日本技術開発に委託されたコンサル料、493万5,000円がすでに支払われていますが、今後の新たな候補地選定について、先のコンサル会社に契約されるのか、また、入札の上契約されるのか管理者である彦根市長にお尋ねします。

○議長（北村收君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） お答え申し上げます。先ほど来ご説明をさせていただいておりますけれども、新しいごみの焼却場の候補地の選定につきましては、当組合ではございませんで、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、いわゆる促進協で進めていただいているものでございます。ご質問の候補地選定業務につきましては、促進協議会構成員の組合管理者、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町の各首長で協議をして決め、平成23年12月から株式会社エイト日本技術開発に委託したものでございます。現時点におきまして、三津・海瀬地区での推進を断念した後、新しい候補地選定の選定作業に入っておりませんので、委託業務の内容については協議をい

たしておりません。しかしながら、昨年度までの支援委託業務はすでに完結したものと認識しておりますので、新たに選定業務に入る場合には、入札の上新たに契約するかたちになるかと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） 再質問というよりも、先ほども山内議員がおっしゃてました通り、本当にこの場では議論ができないということなので、これについては、山内さんと同じ思いを共有するものであります。もう一つの方の入札ですというお答えをいただきましたので、今後、今のところは候補地の選定については進んでいないということの答弁をいただいておりますので、今後そういうことがあったら入札の上行うということでございますので、それにつきましては一定理解をさせていただきます。

次に移らさせていただきますが、管理者である彦根市長は5月29日に彦根市文化プラザで開催された湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の総会において、会長に就任された時のあいさつで一刻も早く適地選定を軌道に乗せていく必要があると述べられましたが、その時期、選定方法についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（北村收君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 先ほどもお答え申し上げましたとおりでございますが、促進協議会では現在のところ選定作業の検討段階に入っておりませんので、選定期間や選定方法につきましてお答え申し上げることができない状況でございます。促進協議会でのあいさつにつきましては、現在決定に至っていない状況でございますので、情報収集を進めて一刻も早く軌道に乗せていく必要があるだろうという一般的な認識でございます。皆様のご協力をお願いしたいということで申し上げた次第でございます。今後、促進協議会におきまして過去の手法の反省を踏まえた上で、他自治体での成功例などを研究しながら、選定方法を検討し、着実に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（北村收君） 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） 一定は理解するわけですが、現在のごみ処理施設もこれもやっぱり経年劣化で、当然新しくはなっていない。古くなっていく一方、ほっておけばいずれは使えなくなる。当分、例えばこれが1年や2年でなく、5年10年というような長いスパンになるかと思っておりますけど、新しい施設を考えていくということについては避けて通れない

道だというふうに思っております。あらためて、同じ所で新しい施設を建てるというのも選択肢の一つかもしれませんが、前管理者である獅山氏もこういったかたちで白紙には戻っておりますけれども、新しい施設の建設の模索した中で、こういったことが出ておりますので、やはり、管理者としては今は何も考えていないというふうにお答えをされておられますけど、当然、地域を含めてごみの減量化にも取り組んでいくのは必要だとは思っておりますけれども、協議をなされていないのであれば、今後どういうふうになれるのか。急に言ってしまうものではございません。コンサルに依頼するかどうかは別として、その土地がどこかは分かりませんが、選定地の一つとしてあがったところで、処理施設が建設できるかどうかということも十分に検討しなければならないことだと思いますし、あるいは、地域の住民の合意が得られないと進みませんので、当然、長い話になってきますから、やはり準備としては必要かと思っておりますので、その辺についても今後進めていただきたいと思いますということを切に願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（北村收君） それでは、通告書提出順番2番の山内善男君。

○5番（山内善男君） 紫雲苑の全

面改築の提案があつて、議会では賛成多数で通りましたが、先般の全員協議会の中で事務当局から若干の資料いただきました。その資料1と資料2の中で、彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑実施設計検討委員会の設置要綱、それから紫雲苑の火葬炉設備選定委員会の設置要綱のご説明をしていただきました。その中で、私やっぱり現場で働いている労働者の意見を取り入れることが一番大事なのではないかというふうに思います。私達共産党の関連する議員で紫雲苑を訪れて、実際の所のそれぞれ説明をしていただく機会を持たせていただきました。それで、現場労働者の方とも懇談をさせていただいたのですけれども、他の斎場と違って紫雲苑の場合は、現場で働いている労働者の皆さんは利用者の受け入れ、炉への挿入、燃焼、燃焼の観察、それと、やはりきっちり焼けてるかどうかの観察をして、うまく燃焼できていない部分については手作業できっちり燃焼できるような状況での作業を行っているというような話もありました。また、それが終わって、きっちり処理ができたということで、お骨の最終取りに来られる方を迎え入れて立ち会う、それから最終、炉の清掃を行うということで、最初から最後まで責任を持って現場の労働者が見届けているところです。役割

分担をして、どこからどこまでは誰、どこからどこまでは誰というかたちで細かく分担をして、その作業は誰々にしか分からないということではなしに、一連の作業を労働者が行っているわけですから、その労働者の意見を取り入れることが本当に大事になっているのではないかということも私も現場を見させていただいて感じたところです。この設置要綱を見させていただくと、実施設計検討委員会の中に現場の労働者が入っておりません。火葬炉設備選定検討委員会の中には、紫雲苑の技能労務職員というかたちであげられているわけですが、これはやはり設計の段階も含めて、現場の労働者の意見を反映させることが非常に大事だということから、ぜひ現場の労働者の意見を反映させるために、この実施設計検討委員会の中にも入れていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） お答えいたします。紫雲苑改築については、先の8月19日の全員協議会の中でも説明しておりますが、実施設計では、実施設計検討委員会および火葬炉設備検討委員会を設置し、現場職員や検討委員会の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。それと8月26日に第1回目の検討

委員会を開催させていただきました。その時にも現場の職員も代表で入っていただいております。以上です。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 実施設計検討委員会の設置要綱の中にはないんだけど、その他管理者が必要と認める者というところで、認めて入っていただいているということで理解していいんでしょうか。これからもそういうふうにしていくということで理解していいのでしょうか。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） 現場の職員につきましては、火葬の予約状況によって出られる時出られない時とその時間帯にもございます。極力出られる時間帯をめぐけて、私どもの方も検討委員会を開催したいと思います。現場の職員が一番よくやっぱり知っておりますので、極力入っていただくようお願いしたいと思っております。

○議長（北村收君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 繰り返しになりますけれども、現場の状況をきっちり労働者の皆さんから話を聞いて、本当に現場の苦勞をよく分かりましたし、どのように今後改築にあたってしたらよいかというのを、利用者の立場からも労働者の立場からも発言をされておりましたので、やはりそのところは、利用者の利便

性も含めて彼らが一番よく知っているわけですから、ぜひその意見を真摯に取り入れるということで、要綱の中にはぬけておりますけれども、今おっしゃたようなかたちでの意見の取り入れということでぜひお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） その通りにやっていきたいと思っております。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 今の関係でちょっとご答弁させていただきます。ここにおいでの水原設計事務所さんの方々とも話し合いをしているんですけれども、現場職員さんの意見を聞く機会をまず作っていききたいと思っておりますので、実施設計検討委員会の方には場長が説明しましたように、勤務の都合ではいけない場合もありますので、まずもって現場の職員からの意見を聞くということで、水原設計さんと一緒に私どもが聞きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（北村收君） それでは通告提出順位3番の西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 1番目の質問ですが、8月6日に入札がありました。開会の冒頭でございさつがありましたわけですけれども、この入

札の結果報告書を見てみますと疑問がいくつか湧いてまいりました。そこで、総論的ですが、1番目は8月6日執行の紫雲苑改築工事設計委託業務の入札が公正に行われたかどうか、この点でご回答願いたいと思います。

2つ目はこの疑問に思いましたのは、当組合の事務局の説明によりますと、予定価格も最低制限価格も非公開ということで、入札後の結果報告書の中には予定価格が税抜で2,646万2,000円の表示がされています。そこで、最低制限価格も非公開というようになってはいますが、こういうようにした背景と狙い、意義はどういうところにあるのかの説明をお願いしたいと思います。

3つ目に、12業者が指名を受けて入札に参加されています。ところが、5業者が失格であります。そして1業者が無効ということで判定を受けて、結局12業者のうち5件が正解で、そのうちの水原建築設計事務所が落札しているという状況ですが、この無効となった、また、失格となった点でどのように問題点を整理されているのかお伺いします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） ご質問の1番目でございますが、8月6日執行の紫雲苑改築工事設計委託業務の入札は、入札前に入札関係職員か

ら予定価格や最低制限価格を聞き出すなどの不正行為や談合が行われたという情報には接してはならず、公正に行われましたことをまず、ご報告させていただきたいと思えます。

次に、入札執行までの経緯につきまして、ご説明させていただきたいと思えます。今回の入札の積算につきましては、彦根市建築指導課のご助言をいただきながら、国土交通省の告示に基づき適正に行ったところでございます。入札方法につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合契約規則第17条の規定に基づきまして、指名競争入札参加者の指名を彦根市の資格者名簿に登載されております業者、県内業者と地元業者。地元業者につきましては、一級建築士3名以上、県内業者につきましては、一級建築士5名以上を条件に、地元業者4業者、県内業者8業者の計12業者を指名したところでございます。7月30日に指名通知をいたしました。その指名通知から8月6日入札執行日まで、入札に係ります積算資料、予定価格調書、電子データにつきましては、金庫等に保管をいたしまして、漏洩防止に努め、指名業者につきましても非公開とし、談合等不正がないように努めたところでございます。なお、入札全般にわたりましては、彦根市契約監理室にご助言をいただきながら、彦根市に準じ

て実施をしたところでございます。

次に2つ目のご質問でございます。予定価格、最低制限価格につきましては、平成23年8月9日付けの閣議決定されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき説明をさせていただきたいと思っております。まず、予定価格につきましては、入札前に公表いたしますと予定価格が目安となりまして競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることから、入札の前には公表しないものとされているところでございます。次に、最低制限価格につきましては、これを入札前に公表いたしますと、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態が生じるなど、業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、公表しないものとされています。この国の指針にありますように、予定価格を事前に公表しないことや最低制限価格を非公表とするものの意義は、特に、入札談合を防ぐこと、競争が適正に行われることであると考えているところでございます。

次に3番目のご質問でございます。今回の入札で、12業者のうち、5業者が失格になった要因につきましては、最低制限価格を設けたものによるものでございます。7月30日付の指名通知の中でも失格要件といたしまして、最低制限価格未満の入札者は失格と周知をさせていただいているところでございます。また、最低制限価格を設けたことにつきましては、彦根市が公共工事のダンピング受注による品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ防止など品質確保に関する対策として、平成25年5月1日以降の入札から建築工事関連委託業務に係る最低制限価格を採用されていることに準じまして実施したものでございまして、問題はないというふうに考えているところでございます。なお、無効1業者につきましては、履行場所未記入によりますもので、これは業者の責任によるものということで考えているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 縷々説明をいただきましたが、この表を見ますと、予定価格の金額で水原設計事務所の入札落札率が82.8%です。それから片淵設計建築事務所の応札率は81.2%、実額で言いますと42万円の差であります。それで言いますと、

今言われました談合の防止という点では最低制限価格が読めないようにして談合をできるだけ抑える、ないしは談合そのものができないように防止をするという意味はよく分かりますが、入札結果からみますと、82%、81%この台で推移をしてまして、この2業者は、ないしは業界では、予定価格はもう公表されていませんけれども、こういうこのぐらゐの状況というのは、よめた上の、結果から見ますと、そういうふうによんだ上の応札をしているのではないかというふうによめます。そして失格した業者は、それぞれこの金額以下でありますので、金額そのものは私どもは不明でありますけれども。そこでお尋ねしたいのは、8番目の片淵建築事務所の無効という表れですけども、履行場所の未記入、これは入札をされる方が是非とも仕事を取りたいと言われて、思われて、指名に応じて入札をされる中で履行場所の未記入、具体的にどんなものだったのか、つまり工事の場所が書いていないとかいうふうに考えられますが、とても考えられない無効の内容だと思いますが、まず、説明をお願いします。

○議長（北村収君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 説明をいたします。議員おっしゃるように私ども本当にびっくりをいたしまし

て、工事箇所が白紙になっておりました。それで、無効という取扱いをさせていただいたところでございます。

○議長（北村収君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） それで、この入札が公正にされることを私は望んでいるのですが、予定価格と最低制限価格の欄で間に入るということでありますと、この最低制限価格の決定は無効となった片淵設計事務所の金額よりも若干下だろうというふうにみられます。つまり、無効でなければこの8番の片淵建築事務所が落札ということになって、これは失格ではありませんので、履行場所が記入していなかったというので、金額から言えば落札になる、しかし応札の書類に不備があったというので無効になって失格に最終的になった、失格という表現ではなくて無効、そういうふうになったわけでして、この問題からみますと、この範囲内で応札をするというのは、業界の中でもやはりそれぞれ情報交換がありますので、今回の紫雲苑の実施設計に関わる設計の業務委託についてはそういう疑いが払拭できない。12業者がありながら6業者が無効ないし失格というようなことになってくると、公正で透明性のある入札が執行されてないのではないかという疑問は払拭できないので、この点について、

片淵設計事務所が無効となったこの金額は、履行場所の未記入がなければ落札となるという状況でよろしいでしょうか。

○議長（北村収君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） まず、最低制限価格の関係でご説明いたします。今回の業者は彦根市の業者でございますので、4月当初に彦根市の契約管理室の方から、建設工事関連委託業務に係る最低制限価格の見直しということで提示されて、委託業者の方もすでにご存知でございます。最低制限価格については、予定価格の10分の8から10分の6という金額がすでに示されていますし、それについても県、国で最低制限価格の出し方については公開になっております。この部分できちっと積算をされれば金額はでてきます。きちっと積算された業者さんが入札でおられたというふうにご理解いただきたいと思っております。

そして、議員の言っておられる業者さんの金額が応札になったかどうかは、回答を控えさせていただきたいと思っております。それが記入になっていたらどうかということについては、回答を控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 今後の推移がありますので、注目をしていきたい

と思っています。

そこで、2つ目の紫雲苑の全面改築の理由、根拠であります。先ほどの山内議員も質問されておりますので、重複している所は割愛しながら進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。2月の段階とそれから私も特別に改築計画についての説明を求めて、5月16日に説明をいただきました。その中で詳しく説明をいただいたのですが、あらためて現場を見て、図面、状況を確認する中で、あらためて疑問が湧いてきましたので質問項目をたてさせていただきました。1つ目は、土砂災害区域に該当することや、火葬炉の大型化や、全面改築の理由が説明がされました。私としては4つほどあったと思いますが、全面改築となった経過とその根拠を簡潔に説明いただきたいと思っております。

○議長（北村収君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） まず、土砂災害区域に該当すること、火葬炉の大型化など、全面改築の根拠等のご質問でございますが、すでに組合定例議会の全員協議会の場と議会でもお答えしていますが、基本計画3案の中で火葬炉の大型化や工事期間中でも6炉使用できることや駐車場が確保できることが、一番の根拠であります。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○ 6 番（西澤伸明君）　そこで、改築の発端ではありませんけれども、一つの理由に土砂災害の警戒区域が県から指定をされてというのがありました。B 案でみますと、現場も見ましたが急斜面に面しており、ここが土砂災害の発生の危険があるということで警戒区域になっている所です。B 案の完成時の図を見ますと、待合室の所が危険区域にかかるんですけれども、待合室はこの危険区域から除外せずにそして炉の所は当たらないように工夫をされたというように思いますが、待合室も火葬炉の空間についても同じ紫雲苑の建物であり、待合室に人がおられるということがあり得ることなので、現場と説明をみましたが、土砂災害の警戒区域と今回の改築の関係が読み取れないのですけれども、あらためてどういう関連でこうなったのか説明いただきたいと思います。

○ 議長（北村収君）　紫雲苑場長。

○ 紫雲苑場長（谷川勝彦君）　土砂災害警戒区域指定と全面改築の関連性とのことですが、直接の関連はありません。土砂災害警戒区域については、紫雲苑建物の一部が該当するようになります。建物への構造規制はありません。ただ傾斜地から一定の距離を保つことは必要でございます。

○ 議長（北村収君）　西澤伸明君。

○ 6 番（西澤伸明君）　改築の説明の一つの根拠に、土砂災害の警戒区域、これは図面もいただいて黄色で示された所にひっかかるわけですし、この土砂災害の警戒区域との関連で建物を守ろうとすれば、擁壁を強固にする工事で 10 億円もかからないわけで、この点も検討の余地があるというように私は思っております。

3 つ目の質問で、火葬炉の大型化、これについては今後検討委員会で火葬炉をどういう形にするか、どのようなものに設置をするか、火葬炉の数量も検討されると思いますが、基本設計では 6 炉となっていますが、大型化が一つの絶対条件になるのかという疑問な点ですが、説明お願いいたします。

○ 議長（北村収君）　紫雲苑場長。

○ 紫雲苑場長（谷川勝彦君）　次に、火葬炉の大型化は絶対条件かとのことですが、樞が大きくなってきているのと、ダイオキシン対策等の設備が大きくなってきているということでございます。

○ 議長（北村収君）　西澤伸明君。

○ 6 番（西澤伸明君）　この問題も検討委員会で、必ずしも図面にあります大きな高さの炉、これが書かれてましたけれども、そういうことが縮小される、全部の火葬場を見学したわけではありませんが、布引斎場なども最小限の改築でとどめている

所も十分見ていく必要があるのじゃないかと思っています。

4番目にダイオキシン対策のバグフィルターの設置であります。これは平成16年の報告書の中の59ページに、バグフィルターの設置、試算が当時の金額ではありますけれども、2億8,000万円の予定がされています。バグフィルターそのものは非常に維持費が高くつくものだと聞いていますし、そしてバグフィルターが必ずしも役割を果たすものではないということで、学識経験者が注意を促している部分もあります。このバグフィルターの設置も場所をとっていくということで大型化につながるところなんです、改善の余地、検討の余地があるのではないかと思います、説明をお願いいたします。

○議長（北村収君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） 次にダイオキシン対策、バグフィルター設置も部分改修で対応できるのでは、とのことですが、梁や床の構造体の改修が伴い、現状の建築基準法では難しい状態にあります。それと今後炉のメーカーを選択されて、その中でもバグフィルターの説明もあるかと思っていますので、その辺も十分聞いて参考にしていきたいと思っています。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） このバグフィルターは、破れて汚染物がそのま

ま放出するという事故も起こっています。それでバグフィルターの管理、常時壊れていないか、正常に動いているかどうかということも設備の検討もされるということだと思いますが、今後の検討でみていただきたいと思っています。

それから5番目の現場労働者の労働環境の改善のところなのですが、24年の計画書では、既設の従業員の控室の和室で52㎡のところは今回の改築の計画では35㎡となり67%の減になっていますが、これは現場の労働者、山内議員も言われましたように色んな業務を数少ない職員でこなしている、控室が必要だと思いますが、この部分が縮小されてくるように思いますが、これも現場の労働者の声を聴いて、改善、計画の中に盛り込まれていただきたいというように思いますが、説明をお願いいたします。

○議長（北村収君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） 細部についての例えば現場事務所、こちら辺をどうするかという点については、今後実施設計あるいは火葬炉設備の検討委員会で検討してまいりたいと思っています。

○議長（北村収君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 最後に、議会でこの計画が承認をされてすでに決定をしておりますが、検討委員会

が設置をされて、詳細についての細部の計画が進められようと思います。その前提となりますのが決算の中でも報告がありましたように市町の財政事情の大変な中、負担金でなりたっている当組合の維持経費という点でも、最小限の改築にとどめるといふ大枠がぜひとも必要だといふ提起をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村收君） 以上で事前通告の質問は終了をいたします。以上で本日の日程は、全部終了しました。これをもって会議を閉じます。平成25年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、大変ご苦勞様でした。

午後4時15分閉会

会議録署名議員

議	長	北	村	收
議	員	西	山	勝
議	員	山	内	善男